

令和6年度栃木県立県南体育館専用利用調整会議開催要項

1. 専用利用とは、各施設を貸切り、各種スポーツ大会や練習目的の定期利用及び文化的行事を行うこと。

2. 専用利用調整会議

(1) 開催日時 令和6年2月22日(木)

受付 午後6時00分～

開会 午後6時30分～

※(対象期間：令和6年4月～令和7年3月まで同時に開催します)

前期(令和6年4月～同9月)及び後期(令和6年10月～令和7年3月)
それぞれ同時に重複調整会議を開始します。

(2) 会場 栃木県立県南体育館 サブアリーナもしくはメインアリーナ(予定)

3. 専用利用申請について

(1) 申請期間 令和5年11月9日(木)～令和5年12月13日(水)まで

* 郵送の場合も令和5年12月13日(水)必着

※ 別添専用利用希望申込書に記入の上申請ください。

※ 大会開催要項等を添付してください。(前年度のものでも可)

※ 大会、主催、主管等は、正式な名称で記入ください。

※ 申請期間以外は受け付けておりませんので注意してください。

(2) 下記、期日は利用申し込み不可

◆ 休館日

(年末年始) 令和6年12月28日(土)～令和7年1月4日(土)

(施設点検日)

令和6年：4月1日(月) 5月13日(月) 6月3日(月)

7月1日(月) 8月5日(月) 9月2日(月)

10月7日(月) 11月5日(火) 12月2日(月)

令和7年：2月3日(月) 3月3日(月)

(臨時休館日) 令和6年11月9日(土)～10日(日)

※6月15日は栃木県民の日のため、専用利用は予約できません。

※10月から3月の剣道場・柔道場は照明改修の可能性のため予約できません。

4. 専用利用調整会議参加団体の範囲

(1) 栃木県・小山市及び県内公共団体(県・市スポーツ協会等)

(2) その他、当館が認めた団体(全国連盟・協会等)

5. 調整会議の基本方針

- (1) 調整会議の対象はスポーツ行事（大会及び定期利用）・文化的行事とする。
- (2) 調整にあたっては、公正にして平等を期する。
- (3) アマチュアスポーツ行事を優先する。
- (4) 利用調整会議での利用優先順位について

【大会規模】

- ① 全国大会
- ② 関東大会
- ③ 県大会
- ④ 市町大会
- ⑤ 地区大会

【主催団体】

- ① 栃木県・栃木県教育委員会
 - ② 小山市・小山市教育委員会
 - ③ （公財）栃木県スポーツ協会
 - ④ （公財）小山市スポーツ協会
 - ⑤ その他
- スポーツ行事等は、年1回の開催を予定する大会を優先する。
 - 全国や関東等の名称を用いた大会であっても、内容（出場団体、競技者数、予選大会、内容及び団体数等）により優先されない場合がある。
- (5) 同等規模大会等の重複について
 - 大会が重複した場合は、調整会議の定められた時間内に該当者同士の話し合いで調整する。
 - 該当者同士の話し合いで調整できない場合は、抽選とする。
 - 重複調整において開催できなかった大会等については、調整会議中での開催日変更は他の大会及びイベントに公正・平等に欠ける理由により、変更受付を、次の期間に受付を行います。
- ※ 専用利用確認・変更受付期間
令和6年3月4日（月）午前9時～3月8日（金）午後4時まで
- ※ 専用利用確認期間終了後の3月15日（金）から利用料金が発生します。
- (6) 文化的行事は、土、日曜日・祝日の利用を避けることを前提とする。
 - (7) 興行の申請は、調整会議を経て年間専用利用確定後に、内容が利用規定等に適していれば受付ける。
 - (8) 大会及び定期利用以外の専用利用（研修室のみ利用含）及び興行の受付については次により受付ける。
※ 受付日時 **令和6年3月19日（火）午前9時より受付開始**
 - (9) 専決利用とは、指定管理者が主催する大会（小山市総合選手権大会等、ただし1種目1日のみ）および、知事が主催する大会（県民スポーツ大会等）、すでに期日が決定されている関東大会もしくは同等で、栃木県または指定管理者が開催承認した大会等。

6. 利用回数について

- (1) 同一団体が主催する類似した大会等を年に複数回開催する場合は、定期利用とみなす。
- (2) 同一団体による文化的行事の利用は、原則として月1回を限度とする。
- (3) 定期専用利用のメインアリーナ及びサブアリーナの夜間利用は、原則として週1回とし、午前及び午後の利用は、予約の状況等により制限する
- (4) 一般利用者の利便性を損なわないよう専用利用予約を制限する。

7. 利用時間について

- ◆ 午前の部 午前9時から午後1時
- ◆ 午後の部 午後1時から午後5時
- ◆ 夜間の部 午後5時から午後9時

※ 専用利用（大会・定期利用・文化的行事）の開催には、上記の時間内に開始・終了できるように企画運営すること。

※ 企画運営上の理由により、早朝及び延長時間の利用申請は別途有料により許可する。

8. 専用利用の許可申請、変更、取消し及び利用料金について

- 利用許可申請（利用料金の納入）・打合せ：利用日の1か月前までに行う。
開催要項提出と大会の運営について打合せを行い、許可書は当日持参する。
- 専用利用の変更手続き：変更許可申請書を提出すること。
変更の受付は予約日の7日前までに行う。予約のない日のみ変更可能。
- 大会又は定期利用等の取消手続き：取消届書を提出する。
取消届の手続きは7日前までに行う。
利用取消手続き後、規定に則り利用料還付請求がされた場合は納付した利用料金の5割の額を還付することができる。ただし、7日前までに手続きが出来なかった場合は、全額徴収となり、還付請求はできない。
- 利用料金：予約確定時に利用料金が発生する。（原則、仮予約は出来ない）
*7日前までとは…利用日（予約日）当日を含まない。

9. その他

- (1) 調整会議において調整に困難が生じたり、不測の事態が生じた場合は、あくまでも関係者同士の話し合いにより調整するものとする。
- (2) 利用に関しては、栃木県立県南体育館利用案内を参照。

10. 定期利用申請についてのご注意

定期利用のみの申請団体は2月の調整会議へのご出席は必要ありません。

定期利用については、大会利用が優先となりますので、大会開催日および休館日等の申請不可日を申請された場合は自動的に申請を取り消します。したがって申請日と決定日は同一ではありませんので、3月の最終決定をHPで必ず確認し予約確認書を提出してください。